

## 未収債権の目標及び具体処理策の一覧

所属名 : 人事室

頁	整理番号	債権名	所管部署 (連絡先)
1	003	退隠料・遺族扶助料の過払い	給与課共済グループ(06-6208-7547)
3	005	過年度退職手当戻入金	管理課(06-6105-2053)
5	006	社会保険料等支払督促申立に係る手続費用・遅延損害金	管理課(06-6105-2053)
7	007	過年度給与の戻入(各局とりまとめ分)	管理課(06-6105-2053)
9	008	臨時職員報酬等の戻入(各局とりまとめ分)	管理課(06-6105-2053)
11	009	保険料未納分(各局とりまとめ分)	管理課(06-6105-2053)

## 未収債権の目標及び具体処理策

所属	人事室	課・担当	給与課共済担当	債権整理番号(3ヶタ)	003	債権名	退隠料・遺族扶助料の過払い	債権区分	非強制徴収公債権(非強公)
----	-----	------	---------	-------------	-----	-----	---------------	------	---------------

### 1. 30年度の未収金残高目標の達成状況

過年度	-	現年度	-	合計(過年度+現年度)	-	「A」…目標を達成、「B1」…取組は予定通り実施したが、目標は未達、「B2」…取組を予定通り実施できず、目標も未達 「-」…30年度途中に債権が新規発生したことにより目標設定していなかった場合など
-----	---	-----	---	-------------	---	---

### 2. 未収金残高の推移(実績及び目標)

(単位:千円)

前年度からの調定額	年度中の調定変更額	過年度分						現年度分						合計				
		調定額(過年度分)	微収額(過年度分)	不納欠損額(過年度分)	未収金解消額(過年度分)	翌年度調定額(過年度分)	過年度微収率	過年度整理率	年間調定額(現年度分)	微収額(現年度分)	不納欠損額(現年度分)	整理額(現年度分)	翌年度調定額(現年度分)	現年度微収率	現年度整理率	合計微収率	合計整理率	年度末未収金残高
ア =前年度のテ	イ =ア-イ	ウ =ア-イ	エ =ア-イ	オ =ア-イ	カ =イ+エ+オ	キ =ア-カ	ク =エ÷ウ	ケ =カ÷ア	コ	サ	シ	ス =サ+シ	セ =コ-ス	ゾ =サ÷コ	タ =ス÷コ	チ =(エ+サ) ÷(ウ+コ)	ツ =(カ+ス) ÷(ア+コ)	テ =キ+セ
平28実績	1,505	0	1,505	0	0	0	1,505	0.0%	0.0%	0	0	0	0	0	0	0.0%	0.0%	1,505
平29実績	1,505	0	1,505	0	0	0	1,505	0.0%	0.0%	0	0	0	0	0	0	0.0%	0.0%	1,505
平30当初目標	1,505	0	1,505	0	0	0	1,505	0.0%	0.0%	0	0	0	0	0	0	0.0%	0.0%	1,505
平30実績	1,505	0	1,505	0	0	0	1,505	0.0%	0.0%	0	0	0	0	0	0	0.0%	0.0%	1,505
令元当初目標	1,505	0	1,505	0	0	0	1,505	0.0%	0.0%	0	0	0	0	0	0	0.0%	0.0%	1,505
令元努力目標	1,505	0	1,505	0	0	0	1,505	0.0%	0.0%	0	0	0	0	0	0	0.0%	0.0%	1,505
令2当初目標	1,505	0	1,505	0	0	0	1,505	0.0%	0.0%	0	0	0	0	0	0	0.0%	0.0%	1,505

### 3. 30年度決算における未収債権の状況(件数、未収金残高、債務者数)

(残高の単位:千円)

旧分類	回収債権									整理債権									合計 ⑩~⑯ 計
	③-C ①	③-D ②	③-E, F ③	③-G ④	① ⑤	②-A ⑥ ⑦		②-B ⑧	③-H ⑨	回収債権 ①~⑨ 計	④ ⑩	⑨、⑩ ⑪	⑧ ⑫ ⑬	⑤ ⑭	⑦ ⑮	⑥ ⑯			
強制公	滯納発生直後のもの (督促状未送付のもの)	督促状送付後、各種催告中又は納交付渉中のもの	督促状送付後、各種処方に向けて、財産調査中又は行方不明等で所在などを調査中又は個人債務者が死亡したため、相続人調査中のもの	差押手続中のもの又は交付要求中のもの	差押え後、換価手続中又は換価予定のもの	差押手續等又は履行延期の特約等又は分納誓約により、分割納付中であり、債務名義の取得後、強制執行中のもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約により、分割納付中だが、現在の分割納付額では、完納まで10年以上要するもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約により、分割納付中だが、現在の分割納付額では、完納まで10年以上要するもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約により、分割納付中だが、現在の分割納付額では、完納まで10年以上要するもの		差押えを行つたが、換価見込のないもの又は換価済だが、未収金が残り、回収見込みのないもの	所在など調査後、なお、行方不明等又は相続人調査後、なお、相続人が破産手続中のもの	債務者の代理人から債務整理の受任通知が届いたもの又は債務者が破産手続中のもの	債務者が破産免責決定を受けたもの	法に基づく滞納処分の停止の決議を行っているものの	債務者が生活困窮中だが、債権の特性上、停止の決議を行えないもの	消滅時効期間が経過しているもの	整理債権 ⑩~⑯ 計	合計 ①~⑯ 計
						債務名義の取得後、強制執行中のもの	債務名義の取得後、強制執行中のもの	債務名義の取得後、強制執行中のもの	債務名義の取得後、強制執行中のもの		債務名義を取得したが、債務者の財産少額により、強制執行見込のないもの	債務者のが未確定であるが、停止の判断に至っていないもの	債務者が破産手続中のもの	法に基づく微収停止の決議を行っているものの	債務者が無資力だが、納付交渉に応じず、履行延期の特約等を行えないもの				
過年度	件数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	2	2
	残高	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,505	0	0	1,505	1,505
現年度	件数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	残高	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

#### 【未収債権の件数及び債務者数並びに分類の考え方】

① 未収債権の件数は、原則、調定期数とする。調定をまとめて行っている場合は、事実上の債権の件数とする。(例:毎月の定期給付債権の場合、1人の債務者につき、1年間で12件の債権が発生していることとなる。)

② 1つの債権に、連帯債務者や連帯保証人が設定されている場合であっても、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考え、3の表は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。

③ 債務者が死亡した場合で、相続人が複数いる場合、相続割合に従い、債務が相続される(債務が分割して相続される)が、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考える。

それぞれの相続人で、未収債権の状況が異なる場合、3の表は、相続された債務額の最も大きい相続人の状況で分類する。同額の場合は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。

※ 未収債権の進捗状況 … ① → ② → ③ ⇒ 回収債権: (④ → ⑤) 又は ⑥ 又は ⑦ 又は ⑧ 又は ⑨ / 整理債権: { ⑩ 又は ⑪ 又は ⑫ → ⑬ } → ⑭ 又は ⑮ → ⑯

30年度末時点の債務者数  
人

過年度件数計+現年度件数計=30年度年度末未収金件数  
過年度残高計+現年度残高計=30年度年度末未収金残高  
(上記2の表の元)

2

2

1,505

#### 4. 30年度の取組内容の検証など

	過年度	現年度
取組内容	履行延期の特約を承認しているため、改めて債務者の生活状況の確認を行った上で、適正に処理を行う。	新たな未収金発生抑制のため、住民票の写しの公用請求による受給者の生存確認を行い、また、毎年行っている受給権の調査時に、受給資格が無くなった際の届出について周知を行う。
取組実績	履行延期の特約を承認しているため、改めて債務者の生活状況の確認を行い、平成30年11月に引き続き履行延期の特約を承認した。	新たな未収金発生抑制のため、受給資格が無くなった際の届出についての周知を平成31年1月に行い、住民票の写しの公用請求により受給資格の確認を平成30年7月に行った。
課題	履行期限の特約の承認を行った場合でも、生活状況が改善されれば返還していただくこととなるため、継続的に生活状況を確認することが必要である。	—
改善策	履行延期の特約の承認について、延期後の期限のを1年以内とし、少なくとも年1回は生活状況の確認を行う。	—

#### 5. 令和元年度の取組内容（1.「30年度の未収金残高目標の達成状況」及び4.「30年度の取組内容の検証など」の内容を踏まえて記載すること）

	過年度	現年度
取組内容	履行延期の特約を承認しているため、改めて債務者の生活状況の確認を行った上で、適正に処理を行う。	新たな未収金発生抑制のため、住民票の写しの公用請求による受給者の生存確認を行い、また、毎年行っている受給権の調査時に受給資格がなくなった際の届出について周知を行う。

## 未収債権の目標及び具体処理策

所属	人事室	課・担当	管理課	債権整理番号(3ヶタ)	005	債権名	過年度退職手当戻入金	債権区分	非強制徴収公債権(非強公)
----	-----	------	-----	-------------	-----	-----	------------	------	---------------

### 1. 30年度の未収金残高目標の達成状況

過年度	-	現年度	-	合計(過年度+現年度)	-	「A」…目標を達成、「B1」…取組は予定通り実施したが、目標は未達、「B2」…取組を予定通り実施できず、目標も未達 「-」…30年度途中に債権が新規発生したことにより目標設定していなかった場合など
-----	---	-----	---	-------------	---	---

### 2. 未収金残高の推移(実績及び目標)

(単位:千円)

前年度からの調定額	年度中の調定変更額	過年度分						現年度分						合計				
		調定額(過年度分)	微収額(過年度分)	不納欠損額(過年度分)	未収金解消額(過年度分)	翌年度調定額(過年度分)	過年度微収率	過年度整理率	年間調定額(現年度分)	微収額(現年度分)	不納欠損額(現年度分)	整理額(現年度分)	翌年度調定額(現年度分)	現年度微収率	現年度整理率	合計微収率	合計整理率	年度末未収金残高
ア =前年度のテ	イ =アーアイ	ウ =アーアイ	エ =アーエ	オ =アーオ	カ =イ+エ+オ	キ =アーカ	ク =エ+ウ	ケ =カーア	コ	サ	シ	ス =サ+シ	セ =コーサ	ゾ =サーコ	タ =スーコ	チ =(エ+サ) ÷(ウ+コ)	ツ =(カ+ス) ÷(ア+コ)	テ =キ+セ
平28実績	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	0	
平29実績	0	0	0	0	0	0	0	0	1,546	0	0	0	0	1,546	0.0%	0.0%	0.0%	1,546
平30当初目標	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	-	0	
平30実績	1,546	0	1,546	0	0	0	1,546	0.0%	0.0%	0	0	0	0	0	0	0.0%	0.0%	1,546
令元当初目標	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	-	0	
令元努力目標	1,546	0	1,546	0	0	0	1,546	0.0%	0.0%	0	0	0	0	0	-	0.0%	0.0%	1,546
令2当初目標	1,546	0	1,546	0	0	0	1,546	0.0%	0.0%	0	0	0	0	0	-	0.0%	0.0%	1,546

### 3. 30年度決算における未収債権の状況(件数、未収金残高、債務者数)

(残高の単位:千円)

旧分類	回収債権									整理債権									合計 ①~⑯ 計
	③-C ①	③-D ②	③-E, F ③	③-G ④	① ⑤	②-A ⑥	②-B ⑦	③-H ⑧	④ ⑩	⑨、⑩ ⑪	⑧ ⑫	⑤ ⑬	⑦ ⑭	⑥ ⑮					
強制公	滞納発生直後のもの (督促状未送付のもの)	督促状送付後、各種催告中又は納交付渉中のもの	督促状送付後、各種処方に向けて、財産調査中又は行方不明等で所在などを調査中又は個人債務者が死亡したため、相続人調査中のもの	債務名義の取得後、強制執行中のもの	債務名義の取得後、強制執行中のもの	差押手続中のもの又は交付要求中のもの	差押え後、換価手続中又は換価予定のもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約により、分割納付中であり、現在の分割納付額で、10年以内の完納見込があるもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約により、分割納付中だが、現在の分割納付額では、完納まで10年以上要するもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約により、分割納付中だが、現在の分割納付額では、完納まで10年以上要するもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約により、分割納付中だが、現在の分割納付額では、完納まで10年以上要するもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約により、分割納付中だが、現在の分割納付額では、完納まで10年以上要するもの	所在など調査後、なお、行方不明等又は分納誓約が未収金が残り、回収見込みのないもの	債務者から債務整理の受任通知が届いたもの又は相続人調査後、なお、相続人が破産手続中のもの	債務者が破産免責決定を受けたもの	法に基づく滞納処分の停止の決議を行っているものの	債務者が生活困窮中だが、債権の特性上、停止の決議を行えないもの	消滅時効期間が経過しているもの	整理債権 ⑩~⑯ 計
状況	件数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	1	
過年度	残高	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,546	0	0	0	0	0	1,546	1,546	
現年度	件数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	残高	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

#### 【未収債権の件数及び債務者数並びに分類の考え方】

① 未収債権の件数は、原則、調定期数とする。調定をまとめて行っている場合は、事実上の債権の件数とする。(例:毎月の定期給付債権の場合、1人の債務者につき、1年間で12件の債権が発生していることとなる。)

② 1つの債権に、連帯債務者や連帯保証人が設定されている場合であっても、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考え、3の表は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。

③ 債務者が死亡した場合で、相続人が複数いる場合、相続割合に従い、債務が相続される(債務が分割して相続される)が、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考える。

それぞれの相続人で、未収債権の状況が異なる場合、3の表は、相続された債務額の最も大きい相続人の状況で分類する。同額の場合は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。

※ 未収債権の進捗状況 … ① → ② → ③ ⇒ 回収債権: (④ → ⑤) 又は ⑥ 又は ⑦ 又は ⑧ 又は ⑨ / 整理債権: { ⑩ 又は ⑪ 又は ⑫ } → ⑬ 又は ⑮ 又は ⑯

30年度末時点の債務者数  
1人

過年度件数計+現年度件数計=30年度年度末未収金件数  
過年度残高計+現年度残高計=30年度年度末未収金残高  
(上記2の表の合計)

1  
1,546

4. 30年度の取組内容の検証など

	過年度	現年度
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・債権督促中に、債務者の死亡を確認したため、相続人調査をすすめる。</li> <li>・相続人判明後、債権回収の手続きをすすめる。</li> </ul>	—
取組実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>・相続人調査を行い、全員が相続放棄していることを確認した。</li> </ul>	—
課題	—	—
改善策	—	—

5. 令和元年度の取組内容（1.「30年度の未収金残高目標の達成状況」及び4.「30年度の取組内容の検証など」の内容を踏まえて記載すること）

	過年度	現年度
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・不能欠損処理に向け調整をすすめる。</li> </ul>	—

## 未収債権の目標及び具体処理策

所属	人事室	課・担当	管理課	債権整理番号(3ヶタ)	006	債権名	社会保険料等支払督促申立に係る手続費用・遅延損害金	債権区分	私債権
----	-----	------	-----	-------------	-----	-----	---------------------------	------	-----

### 1. 30年度の未収金残高目標の達成状況

過年度	-	現年度	-	合計(過年度+現年度)	-	「A」…目標を達成、「B1」…取組は予定通り実施したが、目標は未達、「B2」…取組を予定通り実施できず、目標も未達 「-」…30年度途中に債権が新規発生したことにより目標設定していなかった場合など
-----	---	-----	---	-------------	---	---

### 2. 未収金残高の推移(実績及び目標)

(単位:千円)

前年度からの調定額	年度中の調定変更額	過年度分				現年度分				合計								
		調定額(過年度分)	微収額(過年度分)	不納欠損額(過年度分)	未収金解消額(過年度分)	翌年度調定額(過年度分)	過年度微収率	過年度整理率	年間調定額(現年度分)	微収額(現年度分)	不納欠損額(現年度分)	整理額(現年度分)	翌年度調定額(現年度分)	現年度微収率	現年度整理率	合計微収率	合計整理率	年度末未収金残高
ア =前年度のテ	イ =ア-イ	ウ =エ-イ	エ	オ	カ =イ+エ+オ	キ =ア-カ	ク =エ-ウ	ケ =カ-ア	コ	サ	シ	ス =サ+シ	セ =コ-ス	ゾ =サ-コ	タ =ス-コ	チ =(エ+サ) ÷(ウ+コ)	ツ =(カ+ス) ÷(ア+コ)	テ =キ+セ
平28実績	0	0	0	0	0	0	-	-	0	0	0	0	0	0	-	-	-	0
平29実績	0	0	0	0	0	0	-	-	0	0	0	0	0	0	-	-	-	0
平30当初目標	0	0	0	0	0	0	-	-	0	0	0	0	0	0	-	-	-	0
平30実績	0	0	0	0	0	0	-	-	17	0	0	0	0	17	0.0%	0.0%	0.0%	17
令元当初目標	0	0	0	0	0	0	-	-	0	0	0	0	0	0	-	-	-	0
令元努力目標	17	0	17	0	0	17	0.0%	0.0%	0	0	0	0	0	0	-	0.0%	0.0%	17
令2当初目標	17	0	17	0	0	0	17	0.0%	0.0%	0	0	0	0	0	-	0.0%	0.0%	17

### 3. 30年度決算における未収債権の状況（件数、未収金残高、債務者数）

(残高の単位:千円)

旧分類	回収債権									整理債権									合計 ①～⑯ 計
	③-C ①	③-D ②	③-E, F ③	③-G ④	① ⑤	②-A ⑥	②-B ⑦	③-H ⑧	⑨	回収債権 ①～⑨ 計	④ ⑩	⑨、⑩ ⑪	⑧ ⑫	⑤ ⑬	⑦ ⑭	⑥ ⑮			
強制公	滞納発生直後のもの (督促状未送付のもの)	督促状送付後、各種催告中又は納交付渉中のもの	督促状中のもの又は交付要求中のもの	差押手続中のもの又は換価予定のもの	差押え後、換価手続中又は履行延期の特約等又は分納誓約により、分割納付中であり、債務名義の取得後、強制執行中のもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約により、分割納付中だが、現在の分割納付額では、完納まで10年以上要するもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約により、分割納付中だが、現在の分割納付額では、完納まで10年以上要するもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約により、分割納付中だが、現在の分割納付額では、完納まで10年以上要するもの	回収債権 ①～⑨ 計	差押えを行ったが、換価見込のないもの又は換価済だが、未収金が残り、回収見込みのないもの	所在など調査後、なお、行方不明等又は相続人調査後、なお、相続人が破産手続中のもの	債務者の代理人から債務整理の受任通知が届いたもの又は債務者が破産手続中のもの	債務者が破産免責決定を受けたもの	法に基づく滞納処分の停止の決議を行っているものの	債務者が生活困窮中だが、債権の特性上、停止の決議を行えないもの	消滅時効期間が経過しているもの	整理債権 ⑩～⑯ 計	合計 ①～⑯ 計	
状況	非強公・私債権	強制公	調査中又は個人債務者が死亡したため、相続人調査中のもの	債務名義の取得後、強制執行中のもの	債務名義の取得後、強制執行中のもの	債務名義の取得後、強制執行中のもの	債務名義の取得後、強制執行中のもの	債務名義の取得後、強制執行中のもの		債務名義を取得したが、債務者の財産少額により、強制執行見込のないもの	債務者の代理人から債務整理の受任通知が届いたもの又は債務者が破産手続中のもの	債務者が未確定であるが、停止の判断に至っていないもの	法に基づく微収停止の決議を行っているものの	債務者が無資力だが、納付交渉に応じず、履行延期の特約等を行えないもの					
過年度	件数	0	2	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	2	
	残高	0	17	0	0	0	0	0	17	0	0	0	0	0	0	0	0	17	
現年度	件数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	残高	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

#### 【未収債権の件数及び債務者数並びに分類の考え方】

① 未収債権の件数は、原則、調定期数とする。調定をまとめて行っている場合は、事実上の債権の件数とする。(例:毎月の定期給付債権の場合、1人の債務者につき、1年間で12件の債権が発生していることとなる。)

② 1つの債権に、連帯債務者や連帯保証人が設定されている場合であっても、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考え、3の表は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。

③ 債務者が死亡した場合で、相続人が複数いる場合、相続割合に従い、債務が相続される(債務が分割して相続される)が、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考える。

それぞれの相続人で、未収債権の状況が異なる場合、3の表は、相続された債務額の最も大きい相続人の状況で分類する。同額の場合は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。

※ 未収債権の進捗状況 … ① → ② → ③ ⇒ 回収債権: (④ → ⑤) 又は ⑥ 又は ⑦ 又は ⑧ 又は ⑨ / 整理債権: { ⑩ 又は ⑪ 又は ⑫ → ⑬ } → ⑭ 又は ⑮ → ⑯

30年度末時点の債務者数  
1人

過年度件数計+現年度件数計=30年度年度末未収金件数  
過年度残高計+現年度残高計=30年度年度末未収金残高  
(上記2の表の元)

2

17

#### 4. 30年度の取組内容の検証など

	過年度	現年度
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成28年度に社会保険料等に係る支払督促を申立てたところ、平成30年度に当該債権について納付があったが、その後、当該債権に係る支払督促申立手続費用及び遅延損害金の請求を行うま、納付がなく未収となった。</li> <li>・納付書を再度送付したり、電話連絡等を実施したり、納付につなげるよう努める。</li> </ul>	—
取組実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>・納付書を送付して、納付を求めたが納付がなかった。</li> <li>・定期的に電話連絡等を行うも、電話がつながらず納付交渉を行うことができなかつた。</li> </ul>	—
課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・納付交渉を実施しようとするも、連絡がつかない。</li> </ul>	—
改善策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続き納付交渉に努める。</li> </ul>	—

#### 5. 令和元年度の取組内容（1.「30年度の未収金残高目標の達成状況」及び4.「30年度の取組内容の検証など」の内容を踏まえて記載すること）

	過年度	現年度
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・定期的に納付書を送付し、未収金があることを伝え続けていき、納付につなげる。</li> <li>・定期的な電話連絡等フォローを実施し、徴収に努める。</li> </ul>	—

## 未収債権の目標及び具体処理策

所属	人事室	課・担当	管理課	債権整理番号(3ヶタ)	007	債権名	過年度給与の戻入(各局とりまとめ)	債権区分	非強制徴収公債権(非強公)
----	-----	------	-----	-------------	-----	-----	-------------------	------	---------------

### 1. 30年度の未収金残高目標の達成状況

過年度	B1	現年度	A	合計(過年度+現年度)	B1	「A」…目標を達成、「B1」…取組は予定通り実施したが、目標は未達、「B2」…取組を予定通り実施できず、目標も未達 「一」…30年度途中に債権が新規発生したことにより目標設定していなかった場合など
-----	----	-----	---	-------------	----	---

### 2. 未収金残高の推移(実績及び目標)

(単位:千円)

前年度からの調定額	年度中の調定変更額	過年度分				現年度分				合計									
		調定額(過年度分)	微収額(過年度分)	不納欠損額(過年度分)	未収金解消額(過年度分)	翌年度調定額(過年度分)	過年度微収率	過年度整理率	年間調定額(現年度分)	微収額(現年度分)	不納欠損額(現年度分)	整理額(現年度分)	翌年度調定額(現年度分)	現年度微収率	現年度整理率	合計微収率	合計整理率	年度末未収金残高	
ア =前年度のテ	イ =ア-イ	ウ =エ-イ	エ =ア-イ	オ =イ+エ+オ	カ =ア-カ	キ =エ-ウ	ケ =カ-ア	コ =サ	サ =シ	シ =ス+シ	ス =コ-ス	セ =サ+コ	ゾ =ス-コ	タ =ス-コ	チ =(エ+サ) ÷(ウ+コ)	ツ =(カ+ス) ÷(ア+コ)	テ =キ+セ		
平28実績	13,004	-1,952	14,956	7,407	0	5,455	7,549	49.5%	41.9%	19,298	19,024	0	19,024	274	98.6%	98.6%	77.2%	75.8%	7,823
平29実績	7,823	-615	8,438	1,463	431	1,279	6,544	17.3%	16.3%	13,428	13,153	0	13,153	275	98.0%	98.0%	66.8%	67.9%	6,819
平30当初目標	5,947	0	5,947	2,624	89	2,713	3,234	44.1%	45.6%	17,251	15,267	0	15,267	1,984	88.5%	88.5%	77.1%	77.5%	5,218
平30実績	6,819	-291	7,110	829	749	1,287	5,532	11.7%	18.9%	6,998	6,719	0	6,719	279	96.0%	96.0%	53.5%	57.9%	5,811
令元当初目標	5,218	0	5,218	2,316	0	2,316	2,902	44.4%	44.4%	20,609	18,710	0	18,710	1,899	90.8%	90.8%	81.4%	81.4%	4,801
令元努力目標	5,811	0	5,811	2,497	202	2,699	3,112	43.0%	46.4%	16,514	15,688	0	15,688	826	95.0%	95.0%	81.5%	82.4%	3,938
令2当初目標	3,938	0	3,938	1,592	0	1,592	2,346	40.4%	40.4%	12,649	12,206	0	12,206	443	96.5%	96.5%	83.2%	83.2%	2,789

### 3. 30年度決算における未収債権の状況（件数、未収金残高、債務者数）

(残高の単位:千円)

旧分類	回収債権									整理債権									合計 ①~⑯ 計
	③-C ①	③-D ②	③-E, F ③	③-G ④	① ⑤	②-A ⑥ ⑦		②-B ⑧	③-H ⑨	回収債権 ①~⑯ 計	④ ⑩	⑨, ⑩ ⑪	⑧ ⑫ ⑬	⑤ ⑭	⑦ ⑮	⑥ ⑯			
強制公	滞納発生直後のもの (督促状未送付のもの)	督促状送付後、各種催告中又は納交付渉中のもの	督促状送付後、各種処分に向けて、財産調査中又は行方不明等で所在などを調査中又は個人債務者が死亡したため、相続人調査中のもの	差押手続中のもの又は交付要求中のもの	差押え後、換価手続中又は換価予定のもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約により、分割納付中であり、債務名義の取得後、強制執行中のもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約により、分割納付中だが、現在の分割納付額では、完納まで10年以上要するもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約により、分割納付中だが、現在の分割納付額では、完納まで10年以上要するもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約により、分割納付中だが、現在の分割納付額では、完納まで10年以上要するもの		差押えを行つたが、換価見込のないもの又は換価済だが、未収金が残り、回収見込みのないもの	所在など調査後、なお、行方不明等又は分納誓約を行つたが、分割納付の履行が滞り、再度、納付交渉中のもの	債務者の代理人から債務整理の受任通知が届いたもの又は相続人調査後、なお、相続人が破産手続中のもの	債務者が破産免責決定を受けたもの	法に基づく滞納処分の停止の決議を行つていているもの	債務者が生活困窮中だが、債権の特性上、停止の決議を行えないもの	消滅時効期間が経過しているもの	整理債権 ⑩~⑯ 計	合計 ①~⑯ 計
						債務名義の取得後、強制執行中のもの	債務名義の取得後、強制執行予定のもの	債務名義の取得後、強制執行中のもの	債務名義の取得後、強制執行予定のもの		債務名義を取得したが、債務者の財産少額により、強制執行見込のないもの	債務名義を取得したが、債務者の財産少額により、強制執行見込のないもの	債務者が破産手続中のもの	法に基づく微収停止の決議を行つてているもの	債務者が無資力だが、納付交渉に応じず、履行延期の特約等を行えないもの				
過年度	件数	0	5	7	1	0	2	0	0	15	2	3	0	5	0	0	0	10	25
	残高	0	3,177	0	29	0	508	0	0	3714	631	437	0	1,013	0	0	0	2081	5795
現年度	件数	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1
	残高	0	16	0	0	0	0	0	0	16	0	0	0	0	0	0	0	0	16

#### 【未収債権の件数及び債務者数並びに分類の考え方】

① 未収債権の件数は、原則、調定期数とする。調定をまとめて行っている場合は、事実上の債権の件数とする。(例:毎月の定期給付債権の場合、1人の債務者につき、1年間で12件の債権が発生していることとなる。)

② 1つの債権に、連帯債務者や連帯保証人が設定されている場合であっても、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考え、3の表は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。

③ 債務者が死亡した場合で、相続人が複数いる場合、相続割合に従い、債務が相続される(債務が分割して相続される)が、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考える。

それぞれの相続人で、未収債権の状況が異なる場合、3の表は、相続された債務額の最も大きい相続人の状況で分類する。同額の場合は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。

※ 未収債権の進捗状況 … ① → ② → ③ ⇒ 回収債権: (④ → ⑤) 又は ⑥ 又は ⑦ 又は ⑧ 又は ⑨ / 整理債権: { (⑩ 又は ⑪ 又は ⑫ → ⑬ ) → ⑭ } 又は ⑮ → ⑯

30年度末時点の債務者数  
過年度件数計+現年度件数計=30年度年度末未収金件数  
過年度残高計+現年度残高計=30年度年度未収金残高  
(上記2の表の合計)

21  
人

26

5811

#### 4. 30年度の取組内容の検証など

	過年度	現年度
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>より実効性のある財産調査方法を検討する。</li> <li>自己破産案件について、不能欠損処理に向け調整を進める。</li> <li>公債権の支払督促申立てについて、弁護士とともに調査検討をし、係争方法を検討する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>所属からの本人に対する説明、納付指導の徹底を促すため、管理課との情報共有を密に行う。</li> <li>納付期限内の速やかな納付をさせるため、管理課及び所属において、制度説明、納付指導をきめ細やかに行う。</li> <li>所属の担当者が、戻入が発生する原因をよく理解し、事前に本人との調整を行うように、機会があるごとに促す。</li> </ul>
取組実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>所属への情報提供、給与からの控除による分納、法的措置(督促状送付)を実施した。</li> <li>納付期限内の納付を徹底するため、管理課及び所属双方から、本人への納付指導を実施した。</li> <li>在職者の分納希望者については、給与等からの控除を徹底し、収支状況等を把握しつつ最短の分納回数を設定していた。</li> <li>現職者の未収金について確実に納付させるため、人事室人事課と調整の上、懲戒処分も視野に入れた対応方針を策定した。</li> <li>自己破産案件について、2件債権放棄の議決を得た。</li> <li>公債権に係る支払督促を申立てたが、支払督促申立て却下決定を受け、支払督促が利用できないことが明らかになった。</li> <li>相続放棄をされた死亡者の財産調査の範囲等の対応方法について運用を整理した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>所属への情報提供(納付期限を過ぎても納付確認できないものについては、所属からの納付指導を依頼している)、督促状を送付し延滞金を附加することにより納付を促す。</li> <li>給与及び期末・勤勉手当等からの控除による延納及び分割納付等の納付交渉を実施している。</li> </ul>
課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>給与金戻入通知書送付前に、所属から納付の準備をするように指導されているにも関わらず、納付期限内に納付できない者がいる。</li> <li>支払督促が利用できることについて、国家賠償請求訴訟の提起を検討する。</li> <li>延納利息を徴収する場合の考え方の整理が必要</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>給与金戻入通知書送付前に、所属から納付の準備をするように指導されているにも関わらず、納付期限内に納付できない者がいる。</li> <li>延納利息を徴収する場合の考え方の整理が必要</li> </ul>
改善策	<ul style="list-style-type: none"> <li>所属からの本人に対する説明、納付指導の徹底を促すため、管理課との情報共有を密に行う。</li> <li>納付期限内の速やかな納付をさせるため、管理課及び所属において、制度説明、納付指導をきめ細やかに行う。</li> <li>所属の担当者が戻入が発生する原因をよく理解し事前に本人との調整を行うように促す。</li> <li>国家賠償請求訴訟を提起し、支払督促の利用の可否を確認の上、今後の債権回収方法を検討する。</li> <li>延納利息の考え方を整理する等未収金管理に係る運用方針を明確化する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>所属からの本人に対する説明、納付指導の徹底を促すため、管理課との情報共有を密に行う。</li> <li>納付期限内の速やかな納付をさせるため、管理課及び所属において、制度説明、納付指導をきめ細やかに行う。</li> <li>所属の担当者が戻入が発生する原因をよく理解し事前に本人との調整を行うように促す。</li> <li>延納利息の考え方を整理する等未収金管理に係る運用方針を明確化する。</li> </ul>

#### 5. 令和元年度の取組内容（1.「30年度の未収金残高目標の達成状況」及び4.「30年度の取組内容の検証など」の内容を踏まえて記載すること）

	過年度	現年度
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>所属からの本人に対する説明、納付指導の徹底を促すため、管理課との情報共有を密に行う。</li> <li>納付期限内の速やかな納付をさせるため、管理課及び所属において、制度説明、納付指導をきめ細やかに行う。</li> <li>所属の担当者が戻入が発生する原因をよく理解し事前に本人との調整を行うように促す。</li> <li>国家賠償請求訴訟を提起し、支払督促の利用の可否を確認の上、今後の債権回収方法を検討する。</li> <li>延納利息の考え方を整理する等未収金管理に係る運用方針を明確化する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>所属からの本人に対する説明、納付指導の徹底を促すため、管理課との情報共有を密に行う。</li> <li>納付期限内の速やかな納付をさせるため、管理課及び所属において、制度説明、納付指導をきめ細やかに行う。</li> <li>所属の担当者が戻入が発生する原因をよく理解し事前に本人との調整を行うように促す。</li> <li>延納利息の考え方を整理する等未収金管理に係る運用方針を明確化する。</li> </ul>

## 未収債権の目標及び具体処理策

所属	人事室	課・担当	総務課	債権整理番号(3ヶタ)	008	債権名	臨時職員報酬等の戻入(各局とりまとめ分)	債権区分	非強制徴収公債権(非強公)
----	-----	------	-----	-------------	-----	-----	----------------------	------	---------------

### 1. 30年度の未収金残高目標の達成状況

過年度	A	現年度	-	合計(過年度+現年度)	A	「A」…目標を達成、「B1」…取組は予定通り実施したが、目標は未達、「B2」…取組を予定通り実施できず、目標も未達 「-」…30年度途中に債権が新規発生したことにより目標設定していなかった場合など
-----	---	-----	---	-------------	---	---

### 2. 未収金残高の推移(実績及び目標)

(単位:千円)

前年度からの調定額	年度中の調定変更額	過年度分				現年度分				合計									
		調定額(過年度分)	微収額(過年度分)	不納欠損額(過年度分)	未収金解消額(過年度分)	翌年度調定額(過年度分)	過年度微収率	過年度整理率	年間調定額(現年度分)	微収額(現年度分)	不納欠損額(現年度分)	整理額(現年度分)	翌年度調定額(現年度分)	現年度微収率	現年度整理率	合計微収率	合計整理率	年度末未収金残高	
ア =前年度のテ	イ =ア-イ	ウ =エ-イ	エ =ア-イ	オ =イ+エ+オ	カ =ア-カ	キ =エ-ウ	ケ =カ-ア	コ =サ	サ =シ	シ =ス+シ	ス =コ-ス	セ =サ+セ	ゾ =サ-コ	タ =ス-コ	チ =(エ+サ) ÷(ウ+コ)	ツ =(カ+ス) ÷(ア+コ)	テ =キ+セ		
平28実績	1,294	0	1,294	179	382	561	733	13.8%	43.4%	0	0	0	0	0	-	-	13.8%	43.4%	733
平29実績	733	1	732	230	0	231	502	31.4%	31.5%	0	0	0	0	0	-	-	31.4%	31.5%	502
平30当初目標	599	0	599	0	0	0	599	0.0%	0.0%	0	0	0	0	0	-	-	0.0%	0.0%	599
平30実績	502	0	502	24	0	24	478	4.8%	4.8%	0	0	0	0	0	-	-	4.8%	4.8%	478
令元当初目標	599	0	599	0	0	0	599	0.0%	0.0%	0	0	0	0	0	-	-	0.0%	0.0%	599
令元努力目標	478	0	478	20	0	20	458	4.2%	4.2%	0	0	0	0	0	-	-	4.2%	4.2%	458
令2当初目標	458	0	458	20	0	20	438	4.4%	4.4%	0	0	0	0	0	-	-	4.4%	4.4%	438

### 3. 30年度決算における未収債権の状況(件数、未収金残高、債務者数)

(残高の単位:千円)

旧分類	回収債権									整理債権									合計①~⑯
	③-C	③-D	③-E, F	③-G	①	②-A		②-B	③-H	④	⑨、⑩	⑧	⑤	⑦	⑥				
強制公	滞納発生直後のもの (督促状未送付のもの)	督促状送付後、各種催告中又は納交付渉中のもの	督促状送付後、各種処分に向けて、財産調査中又は行方不明等で所在などを調査中又は個人債務者が死亡したため、相続人調査中のもの	債務名義の取得後、強制執行中のもの	債務名義の取得後、強制執行中のもの	差押手続中のもの又は交付要求中のもの	差押え後、換価手続中又は換価予定のもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約により、分割納付中であり、現在の分割納付額で、10年以内の完納見込があるもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約により、分割納付中だが、現在の分割納付額では、完納まで10年以上要するもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約により、分割納付中待つため、納付を猶予(期限延長)しているもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約を完了後、分割納付の履行が滞り、再度、納付交渉中のもの	差押えを行ったが、換価見込のないもの又は換価済だが、未収金が残り、回収見込みのないもの	所在など調査後、なお、行方不明等又は分納誓約を行ったが、分割納付の履行が滞り、再度、納付交渉中のもの	債務者の代理人から債務整理の受任通知が届いたもの又は相続人調査後、なお、相続人が破産手続中のもの	債務者が破産免責決定を受けたもの	法に基づく滞納処分の停止の決議を行っているもの	債務者が生活困窮中だが、債権の特性上、停止の決議を行えないもの	整理債権 ⑩~⑯ 計	合計 ①~⑯ 計
						差押えを行ったが、換価見込のないもの又は換価済だが、未収金が残り、回収見込みのないもの	債務名義を取得したが、債務者の財産少額により、強制執行見込のないもの	債務名義を取得したが、債務者の財産少額により、強制執行見込のないもの	債務者のが未確定であるが、停止の判断に至っていないもの	法に基づく微収停止の決議を行っているもの	債務者が無資力だが、納付交渉に応じず、履行延期の特約等を行えないもの								
過年度	件数	0	5	0	0	0	1	0	0	6	0	0	0	0	0	0	0	6	
	残高	0	384	0	0	0	94	0	0	478	0	0	0	0	0	0	0	478	
現年度	件数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	残高	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

#### 【未収債権の件数及び債務者数並びに分類の考え方】

① 未収債権の件数は、原則、調定期数とする。調定をまとめて行っている場合は、事実上の債権の件数とする。(例:毎月の定期給付債権の場合、1人の債務者につき、1年間で12件の債権が発生していることとなる。)

② 1つの債権に、連帯債務者や連帯保証人が設定されている場合であっても、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考え、3の表は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。

③ 債務者が死亡した場合で、相続人が複数いる場合、相続割合に従い、債務が相続される(債務が分割して相続される)が、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考える。

それぞれの相続人で、未収債権の状況が異なる場合、3の表は、相続された債務額の最も大きい相続人の状況で分類する。同額の場合は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。

※ 未収債権の進捗状況 … ① → ② → ③ ⇒ 回収債権: (④ → ⑤) 又は ⑥ 又は ⑦ 又は ⑧ 又は ⑨ / 整理債権: { (⑩ 又は ⑪ 又は ⑫ ) → ⑬ } 又は ⑮ → ⑯

30年度末時点の債務者数  
過年度件数計+現年度件数計=30年度年度末未収金件数  
過年度残高計+現年度残高計=30年度年度末未収金残高  
(上記2の表の合)

人

5

過年度件数計+現年度件数計=30年度年度末未収金件数

6

過年度残高計+現年度残高計=30年度年度末未収金残高

478

#### 4. 30年度の取組内容の検証など

	過年度	現年度
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>定期的に納付書を送付し、戻入金が未納であることを伝え続けていく。</li> <li>法的処理を進めるべき案件については、積極的に処理を進める。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>退職時から時間が経過すると徴収が困難となる傾向があるため、可能な限り早期に連絡を行い徴収に努める。</li> <li>納付書送付時に勤務所属から説明するよう依頼し、督促方法についても連携をはかる。</li> <li>退職した未収金対象者が新たに本市に採用されていないかを毎月確認し、雇用が判明した場合は納付交渉を行い徴収する。</li> </ul>
取組実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>納付書とともに納付を求める文書を送付した。</li> <li>法的措置を進めるべき案件について検討を行っている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>納入期限後、入金確認ができない場合は早期に連絡を行い徴収に努めている。その際、一括納付できない旨の申出があれば、分納誓約書の提出を求め、分割納付を実施した。</li> <li>納入期限後、電話等による納入依頼にもかかわらず入金されない場合は、所属へ連携の上、督促状送付を実施した。</li> <li>退職した未収金対象者が新たに本市に採用されていないか確認を行った。</li> </ul>
課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>分納対象者について、誓約どおりに納付されないケースがある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>定期的に電話による連絡を行っているが、留守番電話に切り替わったり、呼び出しコール後に切電されたりと元職員と会話ができないケースが多い。</li> </ul>
改善策	<ul style="list-style-type: none"> <li>分納対象者について、期限内に納付してもらうように定期的な電話連絡等フォローを実施し、徴収に努める。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>電話がつながらない職員については、住民票の公用請求を行い居住地を特定し、督促状を送付することにより引き続き徴収に努める。</li> </ul>

#### 5. 令和元年度の取組内容（1.「30年度の未収金残高目標の達成状況」及び4.「30年度の取組内容の検証など」の内容を踏まえて記載すること）

	過年度	現年度
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>定期的に納付書を送付し、未収金があることを伝え続けていき、納付につなげる。</li> <li>法的処理を進めるべき案件については、積極的に処理を進める。</li> <li>分納対象者については、定期的な電話連絡等フォローを実施し、徴収に努める。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>退職時から時間が経過すると徴収が困難となる傾向があるため、可能な限り早期に連絡を行い徴収に努める。</li> <li>納入期限後、電話等による納入依頼にもかかわらず入金されない場合は、所属へ連携の上、督促状送付を実施する。</li> <li>退職した未収金対象者が新たに本市に採用されていないかを毎月確認し、雇用が判明した場合は納付交渉を行い徴収する。</li> </ul>

## 未収債権の目標及び具体処理策

所属	人事室	課・担当	管理課	債権整理番号(3ヶタ)	009	債権名	保険料未納分(各局とりまとめ分)	債権区分	私債権
----	-----	------	-----	-------------	-----	-----	------------------	------	-----

### 1. 30年度の未収金残高目標の達成状況

過年度	B1	現年度	-	合計(過年度+現年度)	B1	「A」…目標を達成、「B1」…取組は予定通り実施したが、目標は未達、「B2」…取組を予定通り実施できず、目標も未達 「-」…30年度途中に債権が新規発生したことにより目標設定していなかった場合など
-----	----	-----	---	-------------	----	---

### 2. 未収金残高の推移(実績及び目標)

(単位:千円)

前年度からの調定額	年度中の調定変更額	過年度分						現年度分						合計				
		調定額(過年度分)	微収額(過年度分)	不納欠損額(過年度分)	未収金解消額(過年度分)	翌年度調定額(過年度分)	過年度微収率	過年度整理率	年間調定額(現年度分)	微収額(現年度分)	不納欠損額(現年度分)	整理額(現年度分)	翌年度調定額(現年度分)	現年度微収率	現年度整理率	合計微収率	合計整理率	年度末未収金残高
ア =前年度のテ	イ =ア-イ	ウ =ア-イ	エ =ア-イ	オ =ア-イ	カ =イ+エ+オ	キ =ア-カ	ク =エ-ウ	ケ =カ-ア	コ	サ	シ	ス =サ+シ	セ =コ-ス	ゾ =サ-コ	タ =ス-コ	チ =(エ+サ) ÷(ウ+コ)	ツ =(カ+ス) ÷(ア+コ)	テ =キ+セ
平28実績	291	0	291	95	0	95	196	32.6%	32.6%	0	0	0	0	0	0	32.6%	32.6%	196
平29実績	196	0	196	63	0	63	133	32.1%	32.1%	0	0	0	0	0	0	32.1%	32.1%	133
平30当初目標	112	0	112	0	0	0	112	0.0%	0.0%	0	0	0	0	0	0	0.0%	0.0%	112
平30実績	133	0	133	20	0	20	113	15.0%	15.0%	0	0	0	0	0	0	15.0%	15.0%	113
令元当初目標	112	0	112	0	0	0	112	0.0%	0.0%	0	0	0	0	0	0	0.0%	0.0%	112
令元努力目標	113	0	113	0	0	0	113	0.0%	0.0%	0	0	0	0	0	0	0.0%	0.0%	113
令2当初目標	113	0	113	0	0	0	113	0.0%	0.0%	0	0	0	0	0	0	0.0%	0.0%	113

### 3. 30年度決算における未収債権の状況(件数、未収金残高、債務者数)

(残高の単位:千円)

旧分類	回収債権									整理債権									合計 ①~⑯ 計	
	③-C ①	③-D ②	③-E, F ③	③-G ④	① ⑤	②-A ⑥	②-B ⑦	③-H ⑧	⑨	回収債権 ①~⑨ 計	④ ⑩	⑨、⑩ ⑪	⑧ ⑫	⑤ ⑬	⑦ ⑭	⑥ ⑮				
強制公	滞納発生直後のもの (督促状未送付のもの)	督促状送付後、各種催告中又は納交付渉中のもの	督促状送付後、各種処方に向けて、財産調査中又は行方不明等で所在などを調査中又は個人債務者が死亡したため、相続人調査中のもの	差押手続中のもの又は交付要求中のもの	差押え後、換価手続中又は換価予定のもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約により、分割納付中であり、債務名義の取得後、強制執行中のもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約により、分割納付中だが、債務名義の取得後、強制執行中のもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約により、分割納付中だが、債務名義の取得後、強制執行中のもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約により、分割納付中だが、債務名義の取得後、強制執行中のもの	差押えを行ったが、換価見込のないもの又は換価済だが、未収金が残り、回収見込みのないもの	所在など調査後、なお、行方不明等又は分納誓約を行つたが、分割納付の履行が滞り、再度、納付交渉中のもの	債務者から債務整理の受任通知が届いたもの又は相続人調査後、なお、相続人が破産手続中のもの	債務者が破産免責決定を受けたもの	法に基づく滞納処分の停止の決議を行っているもの	債務者が生活困窮中だが、債権の特性上、停止の決議を行えないもの	消滅時効期間が経過しているもの	整理債権 ⑩~⑯ 計			
状況	件数	0	6	0	0	0	0	0	6	0	0	0	0	0	17	0	0	17	23	
過年度	残高	0	111	0	0	0	0	0	111	0	0	0	0	0	2	0	0	2	113	
現年度	件数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	残高	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

#### 【未収債権の件数及び債務者数並びに分類の考え方】

① 未収債権の件数は、原則、調定期数とする。調定をまとめて行っている場合は、事実上の債権の件数とする。(例:毎月の定期給付債権の場合、1人の債務者につき、1年間で12件の債権が発生していることとなる。)

② 1つの債権に、連帯債務者や連帯保証人が設定されている場合であっても、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考え、3の表は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。

③ 債務者が死亡した場合で、相続人が複数いる場合、相続割合に従い、債務が相続される(債務が分割して相続される)が、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考える。

それぞれの相続人で、未収債権の状況が異なる場合、3の表は、相続された債務額の最も大きい相続人の状況で分類する。同額の場合は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。

※ 未収債権の進捗状況 … ① → ② → ③ ⇒ 回収債権: (④ → ⑤) 又は ⑥ 又は ⑦ 又は ⑧ 又は ⑨ / 整理債権: { (⑩ 又は ⑪ 又は ⑫ ) → ⑬ } 又は ⑯ → ⑯

30年度末時点の債務者数  
過年度件数計+現年度件数計=30年度年度末未収金件数  
過年度残高計+現年度残高計=30年度年度末未収金残高  
(上記2の表の合)

13

人

23

113

#### 4. 30年度の取組内容の検証など

	過年度	現年度
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>定期的に納付書を送付し、未収金があることを伝え続けていき、納付につなげる。</li> <li>法的処理を進めるべき案件については、積極的に処理を進める。</li> <li>分納対象者については、定期的な電話連絡等フォローを実施し、徴収に努める。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>退職時から時間が経過すると徴収が困難となる傾向があるため、可能な限り早期に連絡を行い徴収に努める。</li> <li>納付書送付時に勤務所属から説明するよう依頼し、督促方法についても連携をはかる。</li> <li>退職した未収金対象者が新たに本市に採用されていないかを毎月確認し、雇用が判明した場合は納付交渉を行い徴収する。</li> </ul>
取組実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>納付書を送付して、納付を求めたが納付がなかった。</li> <li>定期的に電話連絡等を行うも、電話がつながらず納付交渉を行うことができなかつた。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>納入期限後、入金確認ができない場合は早期に連絡を行い徴収に努めている。その際、一括納付できない旨の申出があれば、分納誓約書の提出を求め、分割納付を実施した。</li> <li>納入期限後、電話等による納入依頼にもかかわらず入金されない場合は、所属へ連携の上、督促状送付を実施した。</li> <li>退職した未収金対象者が新たに本市に採用されていないか確認を行った。</li> </ul>
課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>分納誓約したもの、誓約どおりに納付されず、納付交渉を実施しようとするも、連絡がつかない場合がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>定期的に電話による連絡を行っているが、留守番電話に切り替わったり、呼び出しコール後に切電されたりと元職員と会話ができないケースが多い。</li> </ul>
改善策	<ul style="list-style-type: none"> <li>法的処理を進めるべき案件については、積極的に処理を進める。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>電話がつながらない職員については、住民票の公用請求を行い居住地を特定し、督促状を送付することにより引き続き徴収に努める。</li> </ul>

#### 5. 令和元年度の取組内容（1.「30年度の未収金残高目標の達成状況」及び4.「30年度の取組内容の検証など」の内容を踏まえて記載すること）

	過年度	現年度
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>法的処理を進めるべき案件については、積極的に処理を進める。</li> <li>定期的に納付書を送付し、未収金があることを伝え続けていき、納付につなげる。</li> <li>分納対象者については、定期的な電話連絡等フォローを実施し、徴収に努める。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>退職時から時間が経過すると徴収が困難となる傾向があるため、可能な限り早期に連絡を行い徴収に努める。</li> <li>納入期限後、電話等による納入依頼にもかかわらず入金されない場合は、所属へ連携の上、督促状送付を実施する。</li> <li>退職した未収金対象者が新たに本市に採用されていないかを毎月確認し、雇用が判明した場合は納付交渉を行い徴収する。</li> </ul>